

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ナイジェリア国農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00824

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第3章4.（1）「上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年1月11日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年1月11日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ナイジェリア国農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年4月～2024年1月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kawashima.Junya@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
アフリカ部 アフリカ第一課
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 1月 17日 12時
2	企画競争説明書に対する質問①	2023年 1月 18日 12時
	企画競争説明書に対する質問②	2023年 1月 25日 12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答① 質問への回答②	2023年 1月 23日 2023年 1月 30日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
5	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 2月 3日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
8	見積書の開封	2023年2月17日 14時
9	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
10	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口 (outm1@jica.go.jp 宛
CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

- ① 本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (1)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書、別見積書、及び別提案書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (1)に示す上限額を超える提案がある場合）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (1) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま
す。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシ
ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主
任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の
価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数
点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定
式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限
額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみな
して価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には
以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の
80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点としま
す。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位
まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積
額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時に開封します。また、電
子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システム
にて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行いま
す。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることも
あります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先し
ます。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ナイジェリア国農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ナイジェリア連邦共和国（以下「ナイジェリア」という）は、アフリカ域内最大の人口・GDPを有し、その巨大な市場から外国企業の進出先、投資先として関心が高い。また、農業セクターはGDP構成比の24%を占め、労働人口の約34%が従事している主要産業の一つであり、農産物生産の約9割は地方居住者（約1億人）の大部分を占める小規模農家が担っている。国土のうち約77%（約71百万ha）もの広大な耕作適地と肥沃な土壌や豊富な水資源を有し、大きな農業生産ポテンシャルを持ち、国家の開発政策上重要なセクターとなっている。

ナイジェリア政府は、2021年12月に中期国家開発計画「National Development Plan (NDP) (2021-2025)」を策定、同計画では「持続可能で、包括的かつ全体的な国家発展の為、経済の全てのセクターにおいてポテンシャルを開花させる」を掲げ、農業セクターにおいては、経済成長の促進に向けた農業生産性向上、2025年までに国内需要を満たすことが目標に掲げられている。NDPに則り、ナイジェリア連邦農業農村開発省（Federal Ministry of Agriculture and Rural Development、FMARD）は「National Agricultural Technology and Innovation Policy (NATIP) (2022-2027)」を策定し、農業インフラや金融アクセスの改善等による農業分野の生産性、生産量及び品質向上等、更なる産業振興を目指している。産業振興の観点では、FMARDではアグリビジネス振興にも取り組んでおり、既に大企業（Olam社等）による投資、また農業系スタートアップ企業も活躍している。

これまでJICAは、市場志向型農業振興（SHEP）の普及や、稲作農家への改良パーボイル技術（IPT）にかかる技術協力等を通じて、主要農業従事者である小規模農家の所得向上に貢献してきた。他方、特に小規模農家の農地は、多くの場合小規模かつ不整形であり、灌漑施設等のインフラも十分に整備されていない。また、農地面積から考えて適期作業をするためには10万台程のトラクターや作業機が必要であるものの現在推定で約7,000台のトラクターしか稼働できていない等、農業機械化はタンザニア・ガーナ等の周辺国と比較しても遅れている。加えて、民

間金融業者による農業部門への融資は全体の 3.8%に留まっており、農業ビジネス向けの資金調達容易ではない（PwC, 2018）現状がある。特に、公的機関である農業銀行（Bank of Agriculture）が存在するものの、小規模農家の間ではほとんど利用されていない等、小規模農家への金融サービスが限定的であるため、小規模農家が農業資機材やインフラへの投資が十分に行えない。

以上の通り、小規模農家が農業セクターの主軸であるナイジェリアにおいて、既存事業で支援している農業知識・技術に加え、低質な農業インフラや金融サービスが、農業生産性を阻害する大きな要因の 1 つになっていると言える。

このため本調査では、小規模農家の農業生産性と収益の向上を図るべく、今後のナイジェリア農業セクターに必要な協力方針を検討する。そのうえで、特に農業金融・農業インフラ分野はより詳細な調査分析を行う。

第 3 条 調査の目的と範囲

本調査は、ナイジェリアの小規模農家の農業生産性と収益の向上を促進するための基礎的な情報収集・確認を行い、具体的な事業リスト（技術協力、無償資金協力、有償資金協力（プロジェクト借款、開発金融借款（ツーステップローン、TSL）を含む今後の協力方針、開発政策借款（DPL、海外投融資等））を検討・提案する。そのうえで、特に①農業金融②農業インフラ整備状況の 2 点に関し、より詳細な調査・分析を行い、事業提案を行うことを目的とする。

第 4 条 調査実施の留意事項

（1）調査成果のイメージ

本調査は、大きく 1）ナイジェリア農業セクターの協力方針案の検討・提案と、2）1）を踏まえた農業金融・農業インフラ整備に係る現状分析・優先事業案の検討・提案、の 2 つの成果に分けられる。

1）ナイジェリア農業セクターの協力方針案の検討・提案

協力方針は、目指すべき姿とその実現のために必要な一連の事業リストによる構成を想定している。小規模農家の農業生産性と収益の向上を最も効果的に促進すべく、資金協力、技術協力（課題別研修を含む）等から構成される候補事業を有機的に組み合わせ、各案件の相乗効果を分かりやすく説明する。協力方針の時間軸は 15 年程度を想定している。協力方針作成の際には、JICA グローバルアジェンダ「5. 農業開発／農村開発（持続可能な食料システム）」を参照し、両者の関係性も示すこと。

また、事業リストの作成に際しては、Theory of Change (TOC) 等適切なフレームを援用し、個々の事業案が関連する政府の開発目標（National Agricultural Technology and Innovation Policy (NATIP)（2022-2027）、National Development Plan (NDP)（2021-2025）等の社会的インパクト・アウトカムレベル）への貢献や、関係機関や民間企業との連携も考察し、論理性と一貫性のある図表（ロジックツリー等）とともに取りまとめる。個々の事業案は、少なくとも名称・期間・ナイジェリア政府側実施機関・数行程度の案件概要を含めることとする。

2) 農業金融・農業インフラ整備に係る現状分析・優先事業案の検討・提案

農業金融・農業インフラ各々の分野において基礎的な情報の収集・分析を行う。そのうえで、上記1)の農業セクターの協力方針の検討結果も踏まえ、両分野のより詳細な現状分析（他国との比較、現状改善に向けたボトルネック等）を行う。

特に最初の5年程度の間に取り上げるべき事業案（以下、「優先事業案」という。）それぞれについて、詳細な事業概要（上記1)の情報に加え、目的、活動概要、想定事業期間、概算事業費（試算レベル）、対象地域、裨益者を含める、1ページ程度の分量を想定）を検討する。

加えて、特に農業金融においては小規模農家を対象にしたツーステップローンを、農業インフラ整備においてはプロジェクト型借款による具体的なインフラを優先事業案に必ず含めることとする。

なお、上記の成果を導出するための裨益者選定（対象とする地域、作物、生産者規模、バリューチェーンのセグメント）の考え方や評価クライテリア、分析フレーム及び留意事項等については、プロポーザルにて妥当性、有効性等の考察を行い、より適切な提案がある場合は詳細を記載すること。

表1：各段階での事業提案の深度

段階	① 農業セクター協力方針に含める提案事業リスト	② 農業金融・農業インフラ分野の優先事業案	③ ツーステップローンおよび農業インフラプロジェクト借款
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 協力期間 ・ ナイジェリア政府側実施機関 ・ 数行程度の案件概要 等	①の情報＋ <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的 ・ 活動概要 ・ 想定事業期間 ・ 概算事業費（試算レベル） ・ 対象地域 ・ 裨益者 等	①②の情報＋ <ul style="list-style-type: none"> ・ 【ツーステップローン】追加調査不要で審査が出来るレベルの調査（第5条（3）1）参照） ・ 【農業インフラプロジェクト借款】案件形成に向けた協力準備調査の実施適否・方法を検討できるレベルの調査（第5条（3）2）参照）
分量	数行程度	1～2ページ程度	指定なし (数十ページ以上を想定)

(2) 農業金融・農業インフラに係る優先事業案の対象スキームとその考え方

上記(1)2)のとおり、農業金融・農業インフラ各々の分野において優先事業案の提案を行うこととしているが、その対象スキームは、有償資金協力、無償資金協力、技術協力とし、それぞれのスキーム毎の検討に当たっての考え方は以下のとおりとする。

1) 有償資金協力（円借款）

主たるアウトプットの一つと捉え、以下の通り詳細な事業内容を検討、提案する。

① ツーステップローン

農業金融分野の優先事業案の一つとしてツーステップローンを想定し、追加調査不要で審査が出来るレベルの調査結果として事業案を取りまとめる。詳細は以下（6）の通り。

② 農業インフラのプロジェクト借款

特に地方部の小規模農家の生産性向上を目的とする、①圃場整備、②灌漑施設整備、③農道整備等生産基盤整備に貢献しうるプロジェクト借款を想定し、事業案を取りまとめる。この事業案については、バリューチェーン各段階のミッシングリンク及び面的なインパクトに留意の上、圃場、灌漑施設、道路等の概念設計を行い、施設仕様及び事業費（試算レベル）、効果、実施体制、工程等を提案する。特に、対象地域の特徴を踏まえた持続性・実現可能性の高い維持管理体制、方法を提案すべく留意する。

なお、自然条件調査、測量は行わない。この結果に基づき、案件形成に向けた協力準備調査の実施適否・方法を検討できるレベルの事業案を想定する。

2) 無償資金協力

農業金融及び円借款の検討を行う農業インフラ（①圃場整備、②灌漑施設整備、③農道整備）の無償資金協力による優先事業案の提案は原則想定しない。ただし、無償資金協力での案件実施妥当性が高いと思われるその他の農業インフラ（貯蔵施設等の農産物流通インフラや種子・種苗研究・普及拠点、農業機械化拠点等の各種研究開発・試験・普及機関等を想定）があれば、上記円借款と同様に事業案を提案する。

3) 技術協力

農業金融及び農業インフラ整備の計画策定、事業実施、維持管理、効果増大に貢献する能力開発計画を提案する。例えば、農業従事者の金融リテラシー向上や、ツーステップローンの中間銀行の与信審査能力強化、灌漑施設の維持管理組織の制度作り等、資金協力の実施に先立ち能力強化を図る必要のある事項（円借款のコンサルティング・サービスでは対応出来ないもの）を中心として検討する。作成する事業案は、JICAの事業事前評価表に記載されている程度を想定する。なお、検討に当たっては、これまでのJICAの農業分野協力の教訓を踏まえて、特に、持続性・自律発展性及びインパクトが確保されるよう、ナイジェリア国内のスタートアップやNGO、組合等のプレイヤーの役割、投入を検討する。

（3）本調査の対象地域

農業セクター協力方針はナイジェリア全土を対象に作成することとするが、邦人および第三人による渡航や具体的な案件形成の検討を行う地域は、（外務省渡航情報危険レベル2以下かつJICA安全対策措置において渡航可能な州を対象とする。当面は現行のレベルに変更がないことを前提に公示段階でレベル2に

設定されている州と連邦首都区（FCT）を本調査対象とすることを基本とし、該当するすべての州の情報収集を行う。

農業セクター協力方針検討段階で地方部への訪問調査を行う場合、JICA の既往案件があり、JICA 事業および JICA ナイジェリア事務所が良好な関係を築いているナサラワ州、オヨ州、クワラ州の訪問調査を想定しているが、プロポーザルにて訪問調査対象地域を提案すること。特に、ナサラワ州、オヨ州、クワラ州以外の州を選定する場合は、その理由も記述すること。

なお、農業金融・農業インフラの調査の際には、改めて対象地域を絞ることを想定している。選定にあたっては、連邦政府・各州の農業政策・制度との整合性、協力ポテンシャル（農業従事者数、農業生産高・生産性及びその成長率並びに将来見通し）、協力ニーズ（特に、農業インフラ及び制度金融・民間金融受給ギャップ及びインパクト）、農村部貧困率、事業の実施し易さ（治安・災害動向、移動アクセス、ロジスティクス）、JICA の他事業及び他ドナー協力との連携可能性、政治的バランス（Geopolitical Zone 間のバランス）等の観点から定量的・定性的な評価を行う。

なお選定の際には、各州農業省等州関係機関や他ドナーからのヒアリングや連携実績等から、主たる関係機関のトップのリーダーシップ、事務方の技術力、やる気等協力受容力にも留意する。²

（４）本調査の対象作物

農業セクター協力方針作成に際しては、対象作物を絞ることは想定していない。農業インフラの優先事業案検討の際には、CARD イニシアティブに関連してコメや、JICA 事業（「生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」等）で扱っている園芸作物を念頭にニーズ分析を行う。

農業金融の優先事業案も対象作物を絞ることは想定していない。ただし、対象地域における農業に限らず畜産業・水産業を営む農家の状況も調査した上で検討を行うこととする。

（５）ターゲットとするべき農家

開発インパクト発現容易性及び持続性の観点からは、一定程度の技術・資金のある農家を支援することに優位性があるとも考えられるが、本調査では、包摂性の観点から、出来る限り貧困ライン（2.15ドル/日、[世界銀行 Fact Sheet: An Adjustment to Global Poverty Lines](#)）以下にある小規模農家も支援対象として検討する。なお、大規模農家は外形的に捨象するのではなく、民間金融との役割分担上公的支援の必要性があるもの、小規模農家と統合的に支援することで農家間のリスク・負担の最適配分できるもの、相乗効果・相互利益があるもの等適切にデザイン・パッケージングしたうえで協力事業を計画することで、包摂性と持続性とを両立させ得るような工夫を試みる。

特に農業金融分野の事業案として提案が想定されるツーステップローンは、比較的規模の大きな農民組織を有す地域で効果が現れやすい。このため、農民組織の規模・活動内容等にも留意すること。

（６）本調査で提案するツーステップローン事業について

² プロポーザルにて対象地域選定のクライテリアを提案すること。

1) ツーステップローンの受益者（エンドユーザー）

地方部では、農業セクターにおいて多くの中小零細企業が農業関連ビジネスを営んでおり、これら中小零細企業が地方部の雇用創出や農家の生産性向上へ果たす役割は大きい。このため、小規模農家に加え、農業関連中小零細企業もツーステップローンの想定受益者として情報収集を行う。

特に農産品加工業者は、受けた融資を活用して生産者への投入材支援を行う場合もある。対象とする中小零細企業の選定の際には、当該企業が周辺関係者へ与えるインパクトも考慮の上、クライテリアを設定する。

また、農業に限らず畜産業・水産業の従事者・中小零細企業をツーステップローンの受益者に含めることも検討する。

2) PFIs (Participating Financial Institutions、参加金融機関) 候補の選定方法

本調査では、ツーステップローンの可能性を検討するにあたり、PFIs 候補を選定し、PFIs 候補に対し詳細分析を行う。

PFIs の選定に際しては、既に類似のツーステップローン事業を先行して実施中の他ドナー・機関の対象 PFIs（あるいはその一部）を PFIs 候補として優先することを考えている。ただし、モバイル企業（MTN や Airtel）やベンチャーキャピタル、ファンド等新興（非伝統的）金融機関の融資状況も調査し、PFIs としてのポテンシャルを検討することとする。

なお、参考とする類似のツーステップローン事業の一例として、ナイジェリア中央銀行が民間銀行へ低金利で融資し、民間銀行が農家に貸し出す「アンカー・ボロワーズ・プログラム（Anchor Borrowers' Programme : ABP）」が挙げられる。

農家への訪問調査等の情報に基づきツーステップローンのターゲットとすべきエンドユーザーを分析し、銀行セクターの状況に鑑みつつ PFIs の財務的健全性等ドナーの審査基準を確認した上で、同エンドユーザーがアクセス可能かつツーステップローン事業を円滑に進める能力を有することが確認できるよう、慎重に PFIs 候補の選定基準を策定すること。

(7) JICA 既存案件やドナー及び民間等連携による相乗効果発現への工夫

JICA で実施中・計画中の農業セクター事業との相乗効果に留意する。

また、世銀、アフリカ開発銀行、GIZ 等では農業生産性向上、種子・肥料供与、金融、サプライチェーン強化等協力を実施している。また、民間金融機関でも一定程度農業セクターへの融資を実施している。これらの実績をレビューし、役割分担の基本方針を設定した上で、相乗効果を最大化させられるような役割分担、連携方法を提案する。また、農業セクターで多くのスタートアップ企業が営農、機械化、マーケティング、流通等の観点から所得向上の一翼を担いつつあることから、これらのサービス拡充、面的拡大等を通して開発インパクトと持続性向上とを図る方策を検討する。

(8) デジタル技術の活用

ナイジェリア農業セクターにおけるデジタル技術活用のポテンシャルを検討し、協力方針や事業提案の際には、可能な限りデジタル技術の活用を含めることとする。

特に農業金融分野では、金利が高い理由の一つとして金融機関が借り手である農家の情報を集めることが難しいことが挙げられる。天候や農家の健康状態等も含め、金融機関の与信分析に応用可能な情報や技術を持つ企業を調査し、ツーステップローンでの連携可能性を分析する。また、フィンテックや Embedded Finance（組込型金融）等の活用可能性も検討する。

(9) 既存資料の最大限の活用

これまで、JICA等の日本政府機関、他ドナー、ナイジェリア政府による農業、金融セクターに関連する調査等が実施されてきていることから、本調査の実施に当たっては、これら実施済み／実施中の調査結果を最大限活用した上で、内容の整合性を確認しつつ、効率的な作業を行う。

特に留意すべき関連案件は以下の通り。

【JICAによる調査報告書】

- ・ [アフリカ地域 サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査（2020）](#)
- ・ [アフリカ地域 先進農業技術の導入促進に係る基礎情報収集・確認調査（2022）](#)
- ・ Feasibility Report for the Two-Step Loan Project Formulation in Nigeria (2021)
※ナイジェリアにおける、農業に限らない中小零細企業の金融アクセス状況、金融サービス業概観等を調査し、ツーステップローンの可能性を検討・分析したもの。JICA ナイジェリア事務所主管で現地コンサルティング企業に委託して実施。報告書（英文のみ）は非公開のため契約後に配布予定。
- ・ [アフリカ地域 途上国での農業金融における Fin Tech の活用に関する基礎情報収集・確認調査報告書（2019）](#)

【他ドナーによる調査報告書】

- ・ [Addressing the \\$200 billion demand for finance for Agriculture and Agribusiness in Nigeria](#)（オランダ、2022）

(10) 現地再委託の活用

本調査では対象地域が広域に亘ることから、関係機関訪問や農家調査等を効率的に行えるよう、現地再委託を活用することを可とする。再委託事業者のサポートを得つつ、現地調査及び本邦からの遠隔業務等を通して、関係機関との意思疎通を確実にし、先方政府の優先課題や留意事項等を事業計画に適切に反映させること。³

(11) ナイジェリア政府並びに JICA アフリカ部及びナイジェリア事務所との適時の調整

³ 現地再委託費は1,000万円として定額計上することとし、最も効率的な業務内容を提案する。

協力の基本方針や事業計画等に係る関係者との主要な協議の際には、関連セクターの現状分析や仮説、想定し得る協力方針案や優先事業の概要案、留意事項等を整理したディスカッションペーパーを用意し、今後の協力候補に係る認識合わせを丁寧に図りながら調査を進めること。

なお、先方政府等ヒアリング先との協議には、必要に応じて JICA から参加する予定。必要に応じて議事録作成等を補助すること。

また、定期的に JICA アフリカ部及びナイジェリア事務所に進捗を報告し、協力方針や提案する事業案について JICA と受注者間で認識をすり合わせつつ業務を進めること。

(12) ジェンダーへの配慮

特に地方部の貧困世帯では、稼ぎ手とみなされる男性が世帯の収入の用途を決定し、女性や子供のニーズを満たすことが優先されないという現状がある。家事・育児を担うと見なされる女性が、家事や育児のニーズを満たすために収入を得ることで、世帯全体の生活レベルが向上する例も報告されていることから、本調査では農業セクターのジェンダーに係る課題を分析し、提案する事業案においては、ジェンダー平等に配慮する。

(13) 紛争影響への配慮

ナイジェリア北東部三州及び周辺州においては、ボコハラム/ISWAP (Islamic State West African Province) の攻撃によるインフラの損失に加えて、200 万人を超える国内難避難民や死傷者が発生している他、全国で民族間、宗教間の対立が続いている状況にある。農業セクターの現状分析においては、別途契約後に配布する平和構築アセスメント報告書も踏まえ、紛争影響に係る社会状況も踏まえた調査を実施する。

(14) 環境社会配慮

本調査で提案するツーステップローンは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月版）」（以下、JICA 環境社会配慮ガイドライン）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できないコンポーネントを含み、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため、カテゴリ分類として FI が見込まれている。なお、カテゴリ A 相当の大規模な環境社会影響を持つことが想定される事業は原則支援の対象としない。

ツーステップローンの提案に際しては、上記の JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定手続きも整理し、関係機関の環境社会配慮に係る能力を確認の上、必要に応じてその能力の強化等を提言する。

(15) 教訓活用

農業分野は、アフリカ（ケニア、タンザニア、カメルーン、セネガル他）やアジア（インド、インドネシア、バングラデシュ、フィリピン他）地域で先行する多くの事例があるため、JICA 事業については事後評価レポート等を、他ドナーについては公開情報や当地でのヒアリング等を通して、計画と成果の検証、事業計画や実施監理体制の適切さ等の評価を行い、ナイジェリアの脈絡に鑑みて開発効果と自律発展性とを最大化させられるよう教訓を抽出し協力方針や事業提

案に反映させる。特に、農業インフラ（圃場、灌漑施設、道路等）の事業提案は、維持管理不足により効果発現及び自立性が妨げられることのないよう、過去の類似事業の教訓を踏まえた検討を行う。⁴

（16） 安全配慮

2022年10月29日、外務省はアブジャ市を含む一部地域の危険情報をレベル2から3に引き上げた。

特に本業務においては、JICA 安全対策措置により渡航禁止とされている地域への渡航は行わない前提で調査を実施する。当面は現行のレベルに変更がないことを前提に公示段階でレベル2に設定されている州と連邦首都区（FCT）への現地渡航が可能である想定でプロポーザルを作成することとする。⁵

また本調査により将来形成される本体事業においては、外務省渡航レベル危険情報3以上の地域、JICA 安全対策措置による渡航禁止地域での事業展開は想定しない。

第5条 調査の内容

（1） 国内準備作業

- 1) 業務計画書を作成し、業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画等について、JICA 関係部署に説明・協議する。
- 2) 国内で入手可能な資料を活用し、以下の情報を確認・整理する。（国内調査のみで十分な調査が行えない場合には現地要員の傭上や現地渡航後の確認等柔軟に対応する。）

① ナイジェリアにおける農業生産の現状と課題

ア) 農業生産状況

- ・ 地域別／作物別農業生産
- ・ 生産投入資材（農業機械、種子・農薬・肥料）
- ・ 生産にかかる課題
- ・ 農地の所有者や地権者との関係性

イ) 農業生産基盤

- ・ 農地利用状況、耕地面積状況、農地所有状況
- ・ 農業従事者（就業者数、農民組織の概要と加入農家の傾向・割合）
- ・ 灌漑・水資源管理と水利組合の活動
- ・ 生産基盤にかかる課題

② ナイジェリアにおける農産物流通の現状と課題

⁴ 参照する予定の事業及び評価の視点についてプロポーザルにて提案すること。

⁵ 渡航制限が課せられた場合に業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制など）についてプロポーザルに含めること。

ア) 国内消費・流通の現状

- ・ 流通関係者（集荷業者、卸売、小売、輸出業者、加工業者）の役割分担
- ・ 農民組織（農協）の流通における役割
- ・ 農産物流通関連インフラの整備状況

イ) 農産物の国内外価格、消費、市場動向

ウ) 農産物輸出入の動向

- ・ 主要な農産物（農産加工品を含む、以下同じ）の輸出先（国及び都市）等について過去 10 年間程度の情報を収集
- ・ 主要な農産物の国内価格差（及び品質の差）の確認
- ・ 輸出実績のある主要農産物に対する主な輸出先マーケットにおける評価（価格に対する品質、ネームバリュー、他国産品に対する優位性の有無、需要量）（主に輸出入業者からのヒアリングによる情報収集で可）

エ) 輸出入の際の検疫・検査体制

オ) 農産物流通における課題

③ ナイジェリアにおける農業分野の連邦政策

ア) 連邦計画における農業セクターの位置付け

イ) 農業分野の連邦政策及び開発計画

ウ) 農業分野の法制度

エ) 農業分野の主要な税制度 企業投資税、農地税、農産物の輸出入税等

オ) 農業農村開発省、州レベル農業セクター省庁の体制・政策

- ・ 人員・組織体制（地方組織を含む）
- ・ 各部局の所掌
- ・ 予算配分
- ・ 計画策定、実施、評価プロセス

④ ナイジェリア政府機関における農業従事者支援策の現状

ア) 農業技術普及制度

イ) 研究開発（品種改良、営農技術、家畜衛生改善等）

ウ) 農業補助金制度／融資制度（農業銀行の種類、現状と課題、貸付の手法、金利、融資上限額、融資対象事業等）

エ) 農業分野の人材教育

オ) 農業従事者支援策の課題

⑤ ナイジェリアにおける農業セクターの主要援助機関の動向

ナイジェリアに拠点を持ち、農業分野にて活動する援助機関・国の活動状況（実施中及び将来計画事業の基本方針、内容、対象重点地域、予算規模等）。想定される対象援助機関・国等は以下の通り。

ア) 国際機関（世界銀行、アフリカ開発銀行、FAO、IFAD 等）

イ) 二国間援助（USAID、GIZ 等）

⑥ ナイジェリアにおける農業セクターの民間投資

ア) ナイジェリアの農業セクターにおいて、外国及び国内の民間企業による活動と投資の現状。

- ・ 政府による外国及び国内民間企業向け投資促進策
- ・ 民間企業投資の状況と事例 ・ 経済的インパクト

イ) 民間企業が投資にあたって有望視する農畜産物及び活動分野、対象地域、展開規模、メリットとリスク及び制約となる要因とその解決策。

⑦ ナイジェリアにおける農業金融に係る現状と課題

- ・ 農業金融制度の概要、法令、規制（金利規制含む）
- ・ 農業金融に係る組織体制
- ・ 農業関連融資の実績を有す金融機関（政府系銀行、商業・産業銀行、マイクロファイナンス機関、組合金融（農民の組合グループや中小零細企業の組合グループ）、ベンチャーキャピタルアクター（農資材企業や仲買人等）、モバイル企業（MTN や Airtel）、ファンドの概況（金融機関概要、顧客層、融資方針、事業規模、農業関連融資の実績等）
- ・ 農家、中小零細企業向けの融資の現状と課題環境社会配慮規制と関係機関の役割・能力

⑧ ナイジェリアにおける農業インフラに係る現状と課題

- ・ 農業インフラ計画・整備・維持管理に係る法令・制度の概要およびその運用状況
- ・ 農業インフラ計画・整備・維持管理に係る組織体制
- ・ 農業インフラの実態概要

3) ナイジェリア農業セクターにおける協力量針の仮説作成

上記2) ①～⑥の結果を踏まえ、今後の農業セクター協力量針案を作成する。

4) 農業金融・農業インフラの各分野における現状分析及び調査対象機関のリストアップ

同様に、上記2) ⑦～⑧で得られた情報に基づき、農業金融・農業インフラの各分野の農業セクター全体における位置づけ・課題を整理する。

特に農業金融においては、ツーステップローンの PFIs（Participating Financial Institutions、参加金融機関）候補となる金融機関・企業のリストアップを行う。

5) インセプション・レポートの作成、説明・協議

上記1)～4)の成果、及び現地調査の方針（面談先・質問内容・現地再委託を含む調査方法等）をインセプション・レポートにとりまとめ、JICAに説明し、内容を協議・確認する。

(2) 現地調査①：ナイジェリア農業セクター協力方針の最終化

1) ナイジェリア農業セクターの現状分析及び協力方針の最終化

インセプション・レポート作成までに収集できなかった情報を、ナイジェリア政府機関・援助機関・農家・民間企業へのヒアリング等を通じ収集し、現状分析及び今後の協力方針案の見直しを行う。この際、現地再委託によるローカルコンサルタントの活用を可とする。

2) 農業金融の調査対象地域及び調査対象金融機関の選定

上記1)までに収集した情報に基づき、以降の農業金融の調査対象地域及び調査対象金融機関・企業を選定する。⁶

また、調査対象地域選定後には、州政府等地方行政レベルの農業関連政策・制度を併せて整理する。

3) 農業インフラの調査対象地域の選定

上記1)までに収集した情報に基づき、農業インフラ分野の調査対象地域を選定する。⁷

また、調査対象地域選定後には、州政府等地方行政レベルの農業関連政策・制度を併せて整理する。

4) プログレス・レポートの作成、説明・協議

上記1)～3)の成果をプログレス・レポートにとりまとめ、JICAに説明し、内容を協議・確認する。

(3) 現地調査②：農業金融・農業インフラに係る現状分析・優先事業案の提案

上記(2)現地調査①の結果を踏まえ、農業金融・農業インフラ分野についてより詳細な現状分析を行い、優先事業案を提案する。この際、現地再委託によるローカルコンサルタントの活用を可とする。

1) 農業金融の実態調査・分析、優先事業の提案

① 借手側の実態調査・分析

上記(2)2)及び3)で決定した調査対象地域において、農業金融の主要な借手と想定される農家及び農業関連中小零細企業の現状把握のため、以下の調査項目を含めた農村社会経済調査（戸別調査）を実施する。

⁶ (3) 現地調査②における調査対象地域はこの時点で決定することとするが、この選定クライテリア、規模の想定（合計〇州、等）を第4条（3）にも留意の上プロポーザルにて提案すること。

⁷ (3) 現地調査②における調査対象地域はこの時点で決定することとするが、この選定クライテリア、規模の想定（合計〇州、等）を第4条（3）にも留意の上プロポーザルにて提案すること。

なお、農村社会経済調査（戸別調査）の調査対象としては、1つの州につき2か所の対象地を選定し、各か所10農家及び10の農業関連企業を想定している。⁸

ア) 農家基礎情報

- i. 農家名（世帯主名）
- ii. 世帯構成（性別、年齢）
- iii. 主要な収入源（農業収入・農外収入の別（農外収入の場合はその内容）、収入規模、収入が得られる時期等を聞き取る）
- iv. 金融機関（インフォーマルな機関やモバイル企業を含む）からの借り入れ状況（借入先、債務額及び年間を通じた債務額の変動）や
- v. 農地は所有地か借地か。借地の場合、土地所有者と契約内容（金額、使用条件等）の詳細。
- vi. 農地規模（土地利用形態による区分）

※世帯主名、借り入れ状況等極めて機微な個人情報を含むことから、情報の管理・公開には細心の注意を払うこと。成果品における記載内容はJICAとよく相談すること。

イ) 農家の栽培技術に係る情報

- i. 栽培されている主な作物
- ii. 作物栽培面積（推定値）
- iii. 所有もしくは借入している農業機械の数・種類・使用・価格及びその調達方法

ウ) 農家の経営（家計）に係る情報

- i. 主要作物の収量と変動（可能であれば過去2年間程度、作季ごとに聞き取り）
- ii. 各作物への投入とその費用（種子代、肥料・農薬代、水利費、家畜、農業機械等）、労働日数（可能な範囲で）
- iii. 収穫した作物の販売に係る費用（自ら市場まで運ぶ際の輸送費等）
- iv. 生産物の販売方法、販売先（国内および輸出）、料金設定の方法
- v. 契約栽培の有無、その内容
- vi. 経営状況（過去5年間程度の年間支出とその内訳、貯蓄、主な収入源とその内訳）

エ) 生産性拡大（多様化・機械化）にかかる資金調達・手段

⁸ より妥当と考えられる調査項目・サンプル数があれば、理由と主にプロポーザルにおいて提案すること。

- i. 上記ア)～ウ)を踏まえた農家の農業生産拡大にかかるニーズ（栽培したい作目、導入したい農業機械・設備等）及びその理由
- ii. 上記農業生産拡大を行う際の想定される資金調達先・手段
- iii. 上記農業生産拡大を行う上での課題
- iv. 上記課題に対する金融機関のとるべき方策

オ) その他農家に係る情報

- i. 農民組織に属しているか、属している場合はその組織名、主な活動内容
- ii. 過去3年間に農業・農村開発金融分野の普及活動を受けた回数・内容・普及元組織の名称（NGO・ドナー等の援助組織からの支援によるものを含む）
- iii. 農業機械化の保守管理状況
- iv. 営農面積規模に応じた農家の分類基準（小・中・大規模等）及び分類毎の特徴

カ) 農業関連中小零細企業

- i. 設立年度
- ii. 雇用人数
- iii. 事業概要
- iv. 年間売上高
- v. 債務の状況（借入額、借入先（モバイル企業含む））
- vi. 事業拡大をする上での課題（想定される資金調達先・手段を含む）

キ) その他農業ビジネス関連情報

- i. 調査対象州の中心地のローカル市場（各1か所）で扱われている主な農産物・農産加工品の種類、生産地、価格等に係る情報（季節的な変動も含む）
- ii. 調査対象地域の代表的な農産物・農産加工品の農家軒先売買から仲買人、市場／小売店／輸出業者までのサプライチェーンと集荷・輸送・貯蔵方法
- iii. 上記ii.で調査対象とした農産物・農産加工品について、小売業者・仲買人・輸出業者から価格を左右する事項について調査する。（例：品種・品質・販売ロット量・出荷時期・パッケージ等）

② 貸手側の実態調査・分析

ア) 上記(2)2)で決定した調査対象金融機関・企業に関し、以下の情報を確認する。

- ・ 金融機関概要（規模、資本金、売上、支店数、資金調達元、従業員数等）

- ・ 財務構造（貸出債権の状況、貸付分類方法、引当基準等を含む）
- ・ 資金調達状況
- ・ 農業関連融資スキーム概要
 - （実績（件数、重点分野・地域）、金利構造、担保・保証徴求基準、手数料、融資期間、金額上限、平均融資金額、融資条件等の制度設計、貸倒率等）
- ・ 審査に係る手続き・基準、職員の審査能力
- ・ 金融機関としてのガバナンス構造（融資決定の意思決定プロセス、関係省庁等の関与含む）
- ・ 金融規制・制度的な問題点の分析・対応策の提案
- ・ 融資先への技術指導・助言の有無や内容、農業技術普及に係る組織等との連携の有無や内容
- ・ 融資先の貸倒率を下げるための取り組み状況（融資先への事業計画策定トレーニング等）・農業向け融資に対する取り組み方針
- ・ 環境社会管理システム（ESMS）の現状（添付資料「金融仲介者等のESMS チェックリスト」参照）
- ・ 他のドナー・機関・企業との連携状況等

③ ナイジェリア農業金融分野の現状分析及び優先事業案の提案

上記①～②を踏まえ、借り手側・貸し手側双方のボトルネックを分析し、今後のナイジェリアにおける農業金融分野の改善や今後の発展のため、実施すべき優先事業案をとりまとめる。

④ ツーステップローン事業化の検討

上記③の「優先事業案」の一つにツーステップローン事業を想定しており、特にこのツーステップローン事業についてはより詳細な事業提案を行う。具体的には、ナイジェリア政府関係機関とも協議のうえ、以下の提案を行う。なお、総事業費や円借款支援額の適切な規模感については、過去の他ドナーやその他機関の事業の進捗状況や教訓、審査体制等の事業実施能力、公的支援の必要性を踏まえ、検討を行うこと。

ア) 事業スコープ

- i. PFIs 選定基準（財務状況、ガバナンス、ネットワーク、審査能力等）の策定。なお、農業協同組合（あれば）を経由した貸出しの可能性があれば、含めること。
- ii. 事業対象地域
- iii. エンドユーザー（融資対象）の選定基準の策定。なお、対象サブセクター／対象作物の選定にかかる検討も行うこと。
- iv. 資金フローと各ステップでの融資条件・手数料（借入適格者、融資期間、金利、担保、融資金額上限、資金使途、連帯保証、為替・金利リスクの所在、負担者の特定（各リスクのコストへの簡易換

算を含む)、融資条件の見直しの方法、等)。

その際、円借款事業を想定した各ステークホルダー(現時点では、財務省、農業・農村開発省、PFIs、農業技術普及組織(あれば)、農家(経営レベルごと)及び農業関連企業(経営レベルごと)を想定しているが、それ以外のステークホルダーについて含めることを妨げない)の能力評価及びターゲットとなるエンドユーザー(農家及び農業関連企業)に対する融資ニーズ、(必要に応じ)対象となる作物品目等についても整理・提示した上で特定すること。また、金利水準の設定については、想定される円借款事業による融資がナイジェリアの市場を過度に歪めることがないように適切な金利水準が設定されるよう検討する。

イ) 総事業費・借款額及び資金計画

- i. サブローンの融資対象とする資金用途
- ii. サブローンの期間設定
- iii. サブローン一件当たりの融資上限

ウ) リボルビングファンドの運営方法の検討

※他ドナー等によるツーステップローン事業を始めとした融資事業のリボルビングファンド運営との関係も含め検討すること。

エ) 事業実施スケジュール

オ) その他

- i. 事業実施運営体制(下記 ii. 記載のコンサルティング・サービスが効果的に活用・波及するための事業運営体制を含む)
- ii. コンサルティング・サービスの検討(貸し手やターゲットとするエンドユーザーに対して、求められる技術指導内容と技術指導体制・普及方策等の提案を含む)
- iii. 運用・効果指標
- iv. 他ドナーとの連携可能性の検討
- v. 本事業における日本企業への支援検討
- vi. ジェンダー主流化について検討
- vii. リスクの特定及び対応策の策定(事業の各機関におけるリスク分析を、過去の事例も参考に分析し対策を提案する。その際は、契約後に配布する「リスク管理シート」を参考に分析項目を検討し、作成すること。また、過去の円借款における教訓等を確認すること。)
- viii. 広報手法(エンドユーザー等に対しても資金の原資が我が国 ODA 資金であることを認知させるための広報等)

2) 農業インフラ整備の実態調査・分析、優先事業の提案

- ① 調査対象地域において、圃場、灌漑施設、農道等の生産基盤インフラや、貯蔵設備、食品加工施設、港湾等流通網等一連のバリューチェーンにかかるインフラについて、下記の項目について実態調査及び分析を行う。なお、自然条件調査・測量は行わない。

- ・ 政策・計画整備の枠組
- ・ (官民による) 整備計画、及びその実施体制・方法
- ・ 設備の所有、運営、維持管理の現状と課題
- ・ 既存の設備のレビュー、課題洗い出し、資金・技術ニーズ分析
- ・ 官・民の役割と民間連携可能性

- ② ナイジェリア農業インフラ分野の現状分析及び優先事業案の提案

上記①を踏まえ、今後のナイジェリアにおける農業インフラ分野の改善や今後の発展のため、実施すべき優先事業案を提言としてとりまとめる。

特に、国際機関（世銀、アフリカ開発銀行等）との協調融資の可能性も検討する。

- ③ ナイジェリア農業インフラ分野プロジェクト借款の提案

上記②の「優先事業案」の一つにプロジェクト借款による農業インフラ整備事業を想定しており、特にこの農業インフラ整備事業についてはより詳細な事業提案を行う。具体的には、ナイジェリア政府関係機関とも協議のうえ、以下の提案を行う。

- ・ 上記(2) 1) で提案された全体協力方針の中での位置づけ
- ・ 概念設計（ハード：場所、目的、仕様概略（1/25,000 程度の地形図上への図示を想定）、総事業費（試算レベル）、事業効果及びその指標（裨益者数等）、費用対効果分析、整備・所有・運営維持体制、ソフト：組織能力・営農技術強化等、政策目標（小規模農家の生産性・所得向上）への貢献、コンポーネント毎の相乗効果、等）
- ・ 代替案比較
- ・ 想定される環境社会配慮カテゴリ

- 3) 提案事業におけるデジタル技術導入に向けた実態調査・分析

他国での事例や民間企業等へのヒアリング等を通して、以下分野を始めとする農業金融・農業インフラにおける国内外のデジタル技術をレビューし、本調査で提案される農業金融・農業インフラの各々の事業提案における活用可能性を検討する。

- ・ 営農技術・営農管理、農業インフラ維持管理
- ・ 農業組合
- ・ マーケティング、市場情報へのアクセス
- ・ 金融サービスアクセス

- ・ 輸送、配送等物流
- ・ バリューチェーン全体の最適化

(4) 国内整理期間

- 1) 上記(3)までの結果を踏まえドラフト・ファイナルレポートを作成し、JICA に対し説明・協議を行う。
- 2) JICA 内勉強会の開催に協力、本調査結果を JICA 内に共有・発信する。
- 3) JICA 関係部署のドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対して、必要に応じ修正、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は「ファイナルレポート」とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、CD-ROM を提出しないレポートについても電子データをメール等で提出すること。

報告書	提出期限	部数
インセプション・レポート	業務開始1カ月後	和文2部・英文3部
プロGRESS・レポート	2023年8月下旬	和文2部・英文3部
ドラフト・ファイナルレポート	2023年12月下旬	和文2部・英文3部
ファイナルレポート	契約履行期間の末日 (2024年1月下旬頃)	和文 2部 (製本版) 英文 3部 (製本版) 和文・英文 電子データ (CD-ROM 5部)

「ファイナルレポート」は製本し、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2020年1月)を参照すること。

ファイナルレポートの目次案は別紙1の通り。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA と受注者で協議・確認する。

別紙1：ファイナルレポート目次案

別紙2：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項（プロポーザルの重要な評価部分）

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、業務計画書作成時の発注者との協議、および現地調査の進捗に基づき、最終確定するものとする。

第一章 調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 目的
- 1.3 調査の実施体制
- 1.4 調査の行程、主要面談者
- 1.5 調査の対象範囲
- 1.6 調査結果の要約

第二章 ナイジェリア農業セクターの状況分析

- 2.1 農業政策
- 2.2 農業関連行政機関
- 2.3 農業セクターの状況
- 2.4 農業セクターの課題
- 2.5 他機関の動向・協力分析と JICA 事業との連携の可能性
- 2.6 日系企業の動向整理
- 2.7 ナイジェリア農業セクターの協力方針案

第三章 農業金融の現状と支援策

- 3.1 農家の営農状況と金融面での課題
- 3.2 農業関連中小企業の経営事情と金融面での課題
- 3.3 農業金融に関連するフィンテック企業の動向
- 3.4 農業金融に携わる金融機関の現状と課題
- 3.5 ツーステップローン事業提案

第四章 農業インフラの現状と支援策

- 4.1 地方部の農業インフラの現状と課題
- 4.2 農業インフラ事業提案

第五章 まとめ

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	農業セクター協力方針検討段階で地方部への訪問調査を行う場合の訪問調査対象地域	第4条 調査実施の留意事項 (3) 本調査の対象地域
2	現地再委託の詳細	第4条 調査実施の留意事項 (10) 現地再委託の活用
3	教訓として参照する予定の事業及び評価の視点	第4条 調査実施の留意事項 (14) 教訓活用
4	渡航制限を想定した調査計画及び実施上の留意点	第4条 調査実施の留意事項 (15) 安全配慮
5	農業金融及び農業インフラの調査対象地域選定クライテリアと規模の想定	第5条 調査の内容 (2) 第一次現地調査①: ナイジェリア農業セクター協力方針の最終化
6	農業金融の実態調査・分析、優先事業の提案	第5条 調査の内容 (3) 現地調査②

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：農業政策・農業金融
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／農業政策／農業金融
- 中小零細企業分析／デジタル利活用
- 農業インフラ

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.0 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／農業政策／農業金融）】

- ① 類似業務経験の分野：農業政策・農業金融
- ② 対象国及び類似地域：ナイジェリア国及びアフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：中小零細企業分析／デジタル技術活用】

- ① 類似業務経験の分野：中小零細企業分析・デジタル技術活用
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：農業インフラ】

- ① 類似業務経験の分野：農業インフラ
- ② 対象国及び類似地域：全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来から認定の対象外となっています。

（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2023年4月上旬に開始し、2024年1月下旬の終了を予定している。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.5人月（現地：14.0人月、国内：4.5人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/農業政策/農業金融（2号）
- ② 中小零細企業分析/デジタル技術活用（3号）
- ③ 農業インフラ（3号）
- ④ 農産物流通
- ⑤ 営農状況分析/農民組織
- ⑥ 環境社会配慮

3) 渡航回数を目途 全14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地方農村部における農家、農民組織、中小零細企業等の実態調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 無し

2) 公開資料

【JICAによる調査報告書】

- ・ [アフリカ地域 サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査 \(2020\)](#)
- ・ [アフリカ地域 先進農業技術の導入促進に係る基礎情報収集・確認調査 \(2022\)](#)
- ・ [アフリカ地域 途上国での農業金融における Fin Tech の活用に関する基礎情報収集・確認調査報告書 \(2019\)](#)

【他ドナーによる調査報告書】

- ・ [Addressing the \\$200 billion demand for finance for Agriculture and Agribusiness in Nigeria](#) (オランダ、2022)

(5) 安全管理

現地業務に先立ち、JICAの国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。現地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意すること。

<行動規範>

- ・ 宿泊は、JICA 事務所が指定するホテルのみ。それ以外に宿泊する必要性がある場合は必ず事務所の事前承認を得ること。
- ・ 地上波携帯電話を携行すること。
- ・ (空港送迎含む) 警護警官依頼が必要な場合は、手配書を 10 営業日前までに 事務所案件担当者に提出すること。

<空港送迎 (アブジャ) >

- ・ 夜間、早朝 (午後 6 時～午前 6 時の時間帯) は普通車 2 台以上によるコンボイで移動すること。
- ・ 日中 (午前 6 時～午後 6 時の時間帯) は、旅行者が 1 名の場合に限り普通車 1 台での移動も可能とする。
- ・ いずれの時間帯においても武装警護警察官は最低 2 名帯同させること (武装警察官の手配書を 10 営業日前までに事務所案件担当者に提出する)。

- ・ 旅行者が1名しかいない場合で、航空機遅延により到着が午後6時を過ぎることが分かった場合、経由先などから可能な範囲でレンタカー会社に連絡の上、2台以上の車両を確保する。
- ・ 空港ターミナルにおける緊急時の連絡用に、できるだけ日本（もしくは滞在国）から国際ローミングが可能な携帯電話を持参すること。

<武装警護警察官の手配について>

1) 基本的な考え方

警察官による警護の関係上、後部座席に警察官も含め3人座ることが不可。従い、警察官を伴う場合、旅行者が2名以上で必然的に自動車は2台以上必要となる。日本人渡航者が2名以上の場合は、各車両に警察官を1名ずつ配備する。アブジャ空港送迎において、日本人渡航者が1名かつ移動時間帯が日中の場合に限り、同じ車両に警察官を2名配備し、車両の台数を1台とすることが可能。

2) 単価

見積りもしくは積算の際に以下の単価を採用する（単位：Naira）。

- ① 警察官日当：6,000Naira/人・日
- ② 警察官夜間警備費：8,000 Naira/人・日
- ③ 警察官宿泊費：実費精算（2人一部屋を基本とする）

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

86,001,000円（税抜）

なお、定額計上分 10,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（2）別見積としている項目を含みません。

本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）上限額を超える別提案に関する経費
- 6）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額 (消費税抜き)	区分	費用項目		
1	農村部の調査	「第2章 特記仕様書案 第5条調査の内容(2)1) ナイジェリア農業セクターの現状分析及び協力方針の最終化」および「第2章 特記仕様書案 第5条調査の内容(3)現地調査②: 農業金融・農業インフラに係る現状分析・優先事業案の提案」	10,000,000 円	定額	直接経費	再委託	

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(5) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒アブジャ/ラゴス(エミレーツ航空)

東京⇒パリ⇒アブジャ/ラゴス(エールフランス)

東京⇒アディスアベバ⇒アブジャ(エチオピア航空)

東京⇒アブダビ⇒ラゴス(エティハド航空)

東京⇒ドーハ⇒アブジャ/ラゴス(カタール航空)

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) その他留意事項

ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしています。特に首都アブジャを含む連邦首都区(FCT)及びラゴス州の宿泊料については、一律22,300円/泊として計上してください。

(その他の地域の宿泊料は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライ

ン」を参照ください。) また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙 3 : プロポーザル評価表

添付資料 : 金融仲介者等の ESMS チェックリスト (案)

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／農業政策／農業金融</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>中小零細企業分析/デジタル技術活用</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>農業インフラ</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	

ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3

金融仲介者等の ESMS チェックリスト(案)

Checklist for ESMS of Financial Intermediary/Executing Agency²⁶

No.	Questions (English)	Answer	Improvement Plan
1. Policy(環境社会配慮方針)			
(1)	Does the financial intermediary/executing agency have any formal environmental policy or procedures? If yes, please describe them and provide appropriate documentation. If no, does the financial intermediary/executing agency have any plan to set such policy or procedures? (金融仲介者等には正式な環境社会配慮に係る方針や手続きが存在するか。存在する場合、概要を記載のうえ、関連書類を提出。存在しない場合、今後策定する予定はあるか。)		
(2)	Are there any types of projects in which the financial intermediary/executing agency will not take part due to the environmental risks? (e.g., projects involving handling of hazardous wastes or endangered plants or animals). (金融仲介者等が環境リスクを理由として参加しないタイプのプロジェクトがあるか。(例:有害廃棄物処理事業、絶滅危惧種に影響がある事業等))		
2. Procedures(スクリーニング・カテゴリ分類・レビュー手続き)			
(3)	Does the financial intermediary/executing agency have any environmental procedures such as screening, categorization and environmental review? If yes, please describe. (金融仲介者等にはスクリーニング、カテゴリ分類、環境レビューといった環境社会配慮手続きが存在するか。存在する場合、概要を記載。)		
(4)	Please describe how you ensure that your subproject companies and their subprojects are operated in compliance with the national laws and regulations and applicable JICA's requirements. (サブプロジェクト及びその実施機関が当該国内法		

²⁶ ADB Environmental Assessment Guidelines (2003), IX. Environmental Assessment for Financial Intermediation Loans and Equity Investments, Table 18: evaluating a Financial Intermediary - Environmental Due Diligence (para. 196-)をもとに一部変更。

	及びJICA環境ガイドラインに基づいた環境社会配慮をおこなうことをどのように確保するのか。)		
(5)	How are environmental considerations taken into account in the credit review and approval process for project loans or equity investments? (For financial intermediary only) (案件(プロジェクト・ローン、出資)審査の際、どのように環境社会配慮を考慮に入れているのか。) ※金融仲介機関を介したツーステップローンの場合のみ回答。		
(6)	How are environmental issues taken into account in deciding whether to offer or extend commercial credit, working capital finance, trade finance, payment services and other financial services to a company? (For financial intermediary only) (商業信用(commercial credit)、運転資金貸付、貿易金融、返済サービス等の金融サービスを法人顧客に行う際、どのように環境社会配慮を考慮に入れているのか。) ※金融仲介機関を介したツーステップローンの場合のみ回答。		
3. Organization and Staff(環境社会配慮面での組織構造と人員)			
(7)	Please provide us with the organization chart of the financial intermediary/executing agency's Environmental and Social Management System (ESMS). (環境社会管理システムの組織図を提出。)		
(8)	Who is responsible for environmental and social management within the financial intermediary/executing agency? (name/role and title) (環境社会配慮関連に責任者名(氏名/役割・役職))		
(9)	Are there any staff with training for environmental and social considerations in the financial intermediary/executing agency? If so, describe. (金融仲介者等の中で環境社会配慮のトレーニング)		

	グを受けたスタッフがいるか。いる場合、記載。)		
(10)	Are there any technical staff with an engineering/industry background responsible for technical analysis of credit proposals? (与信案の技術分析を行うための、エンジニアリング・その産業のバックグラウンドをもったスタッフはいるか。)		
(11)	What experience, if any, does the financial intermediary/executing agency have of hiring or dealing with environmental consultants? (環境コンサルタントを雇用あるいは活用した場合、これまでどのような経験があったか。)		
(12)	What was the budget allocated to the ESMS and its implementation during a year? Please provide budget details including staff costs and training as well as any actual costs. (一年間のESMSの実施にかかる予算(人件費、研修費、その他経費等。)		
4. Monitoring and Reporting(モニタリングと報告手続き)			
(13)	Do you receive environmental and social monitoring reports from subproject companies that you finance? (サブプロジェクト実施機関から環境社会モニタリング報告書を受け取っているか。)		
(14)	Please describe how you monitor the subproject company and their subprojects' social and environmental performance. (どのようにサブプロジェクト及びその実施機関の環境社会配慮状況をモニターしているのか。)		
(15)	Is there an internal process to report on social and environmental issues to senior management? (環境社会配慮関連について社内の上流マネジメント層に報告するしくみがあるか。)		
(16)	Do you prepare any social and environmental reports: - For other multilateral agencies or other stakeholders		

	<p>- E&S reporting in the Annual Report (他のマルチドナーやステークホルダーのために、あるいは年報という形で環境社会配慮報告書を作成しているか。)</p>		
5. Experience(環境社会管理の実績)			
(17)	<p>Has the financial intermediary/executing agency signed any national or international agreements or declarations concerning environmental issues? (金融仲介者等はこれまでに、環境問題に関する国内または国際的な宣言・合意文書にサインしたことはあるか。)</p>		
(18)	<p>Has the financial intermediary/executing agency ever received any criticism of its environmental record? If so, what was the criticism? (金融仲介者等はこれまでに、環境社会配慮面で批判を受けたことはあるか。ある場合、どのような批判か。)</p>		
(19)	<p>Does the financial intermediary/executing agency carry out environmental audits of its properties to analyze health and safety issues, waste disposal, etc.? (金融仲介者等はその資産に関して、健康、安全、廃棄物処理などの分析をするための環境監査を実施したことがあるか。)</p>		
(20)	<p>Please state any difficulties and/or constrains related to the implementation of the ESMS. (ESMSの実施に際し、困難な点があれば記載。)</p>		
6. Need of Capacity Development and Improvement Plan(能力強化策の必要性及び改善策)			